●健全化判断比率（令和７年度決算）

指　　標	吉富町	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	１５．００％	２０．００％
② 連結実質赤字比率	－	２０．００％	３０．００％
③ 実質公債費比率	８．４％	２５．０％	３５．０％
④ 将来負担比率	－	３５０．０％	－

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないため「－（該当なし）」で表示しています。

※早期健全化基準とは、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、早期健全化計画を定めることが必要となる数値です。

『考察』

① 実質赤字比率について

令和７年度は黒字であったため、実質赤字比率は算定されておりません。早期健全化基準の 15.00％と比較すると、これを大幅に下回っており良好であると言えます。

② 連結実質赤字比率について

令和７年度は黒字であったため、連結実質赤字比率は算定されておりません。早期健全化基準の 20.00％と比較すると、これを大幅に下回っており良好であると言えます。

③ 実質公債費比率について

令和７年度の実質公債費比率は 8.4％となっており、早期健全化基準の 25.0％と比較すると、これを大幅に下回っており良好であると言えます。

④ 将来負担比率について

令和７年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されておりません。早期健全化基準の 350.0％と比較すると、これを大幅に下回っており良好であると言えます。

●資金不足比率（令和７年度決算）

特　別　会　計	吉富町	経営健全化基準
① 水道事業会計	－	２０．００％
② 下水道事業会計	－	２０．００％

※資金不足比率がない会計は「－（該当なし）」で表示しています。

※経営健全化基準とは、資金不足比率が基準以上となった場合、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めることが必要となる数値です。

『考察』

●水道事業会計、下水道事業会計ともに、令和 7 年度は資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算定されておりません。経営健全化基準の２０％と比較すると、これを大幅に下回っており良好であると言えます。

用語解説

★実質赤字比率

一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

★連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

★実質公債費比率

一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

★将来負担比率

一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

★資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率